

## 介護保険負担限度額認定を希望される方へ

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、対象サービスを利用する際、居住費（滞在費）・食費が減額されます。認定は、申請を受け付けた日時点での①世帯課税状況 ②預貯金額等の状況を基準として行います。

【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの

※一度「却下」と決定された方が、資産の減少・世帯の変更・税の修正申告等により要件を満たした場合も、再度申請が必要です。

また、遡及して認定を行うことは原則できませんので、あらかじめご了承ください。  
対象サービスや申請方法・提出書類及び対象となる方は次の通りです。

### (1) 対象サービス

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・短期入所生活介護・短期入所療養介護

### (2) 申請方法・提出書類

郵送での申請も可能ですが、受付日（申請日）は申請書が介護保険課へ到着した日になります。不備がある場合、受理できませんのでご了承ください。

#### ① 清瀬市介護保険負担限度額認定申請書

（介護保険課窓口、ホームページにあります。）

#### ② 本人（配偶者のいる方は配偶者または、内縁関係の者を含む）の預貯金通帳等の写し

※通帳の写しは判定及び銀行照会を行うために、以下箇所を写してください。

1. 銀行名・支店・預金科目・口座番号・名義人が確認できるページ（中表紙）

2. 最終残高が確認できるページ（直近2カ月以内に記帳されているもの）

※口座を複数所持している場合は、全て上記通りに写しを提出してください。

後日不足が発覚した場合、虚偽の申告となり、返還及び加算金が発生する可能性があります。  
ご了承ください。

### 【所得の算定】

認定期間：令和5年7月31日から令和6年7月31日まで（令和5年度）

令和4年（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の所得等により算定いたします。

認定期間：令和6年8月1日から（令和6年度）

令和5年（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の所得等により算定いたします。

令和6年8月から、居住費が1日当たり60円分増額されます。これは、総務省統計局による令和4年家計調査において高齢者世帯の光熱・水道費が、令和元年家計調査と比較し上昇していることから、在宅で生活する方との負担の均衡を図ること等を目的として改正されたものです。詳しくは、裏面の表をご覧ください。

### 【提出・問い合わせ先】

〒204-8511 清瀬市中里五丁目 842 番地  
清瀬市生涯健幸部介護保険課介護サービス係  
☎ 042-497-2080（係直通）

裏面に続く

対象者となる方（要件）

下表の要件に該当する場合、所得区分に応じて段階毎に認定します。

令和6年7月31日まで（令和5年度） 居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

段階	所得の要件		本人の 預貯金等の 資産の要件	食費の自己負担分		居住費（滞在費）の自己負担分			
				施設 サービス	短期入所 サービス	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室
1	生活保護受給者等		単身 1,000万円以下 夫婦※ 2,000万円以下	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
	老齢福祉 年金受給者								
2	前年の合計所得 金額+年金収入額 が80万円以下		単身 650万円以下 夫婦※ 1,650万円以下	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
3 ①	前年の合計所得 金額+年金収入額 が120万円以下		単身 550万円以下 夫婦※ 1,550万円以下	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
3 ②	前年の合計所得 金額+年金収入額 が120万円超		単身 500万円以下 夫婦※ 1,500万円以下	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円



★令和6年8月1日から（令和6年度） 居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

段階	所得の要件		本人の 預貯金等の 資産の要件	食費の自己負担分		居住費（滞在費）の自己負担分			
				施設 サービス	短期入所 サービス	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室
1	生活保護受給者等		単身 1,000万円以下 夫婦※ 2,000万円以下	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
	老齢福祉 年金受給者								
2	前年の合計所得 金額+年金収入額 が80万円以下		単身 650万円以下 夫婦※ 1,650万円以下	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円
3 ①	前年の合計所得 金額+年金収入額 が120万円以下		単身 550万円以下 夫婦※ 1,550万円以下	650円	1,000円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
3 ②	前年の合計所得 金額+年金収入額 が120万円超		単身 500万円以下 夫婦※ 1,500万円以下	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

( )内の金額は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所した場合または、短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※別世帯の配偶者・内縁関係の者を含みます。

●第2号被保険者（65歳未満）の「本人の預貯金等の資産の要件」は、利用者負担段階に関わらず単身1,000万円以下（夫婦2,000万円以下）です。